

中間とりまとめの市民意見聴取方法（案）

＜資料の掲載・閲覧・配布場所＞

- ① 上下水道局のウェブサイト「【令和元年台風第19号関連】排水樋管周辺地域における浸水被害に関する特設ページ」に「中間とりまとめ②」「意見提出様式」を掲載
- ② 建設緑政局のウェブサイト「【令和元年台風第19号関連】河川関係の浸水被害に関する特設ページ」に「中間とりまとめ②」「意見提出様式」を掲載
- ③ 各区役所危機管理担当にて「中間とりまとめ②」を閲覧（持ち帰り希望の方用として、「意見提出様式」を添付した「中間とりまとめ②」を準備）
- ④ 上下水道局の下水道部下水道管理課（第二庁舎4階窓口）にて「中間とりまとめ②」・「意見提出様式」を配布
- ⑤ 建設緑政局の道路河川整備部河川課（川崎駅前タワーリパーク14階窓口）にて「中間とりまとめ②」・「意見提出様式」を配布

＜市民の意見提出方法＞

- ① 「意見提出様式」と同様の項目を設定した特設ウェブサイト上のフォームメールに意見を入力・送信
- ② ウェブサイトから印刷した「意見提出様式」に意見を記入し、郵送又はFAX
- ③ 閲覧場所や配布場所で「中間とりまとめ②」を持ち帰る場合には、郵送又はFAXで意見提出
- ④ 閲覧箇所で見聞の提出意向があった場合は、「意見提出様式」に記入してもらい窓口の担当者に提出（庁内便で下水道管理課に送付）

＜市民への周知方法＞

- ① 上下水道局・建設緑政局のウェブサイトにおいて周知
- ② 委員会開催についての報道投込み時に周知
- ③ 浸水被害周辺地域の町内会、自治会に協力を要請
- ④ 中間とりまとめ②の内容を自治会に説明する際に周知
- ⑤ 川崎市のSNSによる周知

■意見聴取期間

市民意見聴取期間は、結果取りまとめの時期や検証委員会のスケジュールを踏まえ、中間とりまとめ②及び検証委員会の摘録公開後、概ね10日間とする。